

		Bresg20785	第34763号 令和2年6月 12日	"	"	陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所
"	"	Bresg20823	第34764号 令和2年6月 12日	"	"	対象防衛関係施設の所在地域
"	"	Bresh20866	第34765号 令和2年6月 12日	"	"	対象防衛関係施設
"	Natura Breeders SA	NATcle	第34766号 令和2年6月 12日	"	"	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域
Gypsophila L.	Menachem Born-stein	PINK SYMPH-ONY	第34261号 令和元年10月 28日	"	"	順次に掲げる点を及び一に結んだ線を点と六に掲げる点により囲んだ線の区域
Prunus persica (L.) Batsch	高橋忠吉 福島県伊達市月舗町御代田字馬場13	黄美の香り	第31647号 平成28年12月 8日	"	"	一 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分五十四秒の点 二 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分五十四秒の点 三 北緯四十五度二十九分二十一秒、東経百四十一度五十五分二十八秒の点 四 北緯四十五度二十八分五十三秒、東経百四十一度五十六分一秒の点 五 北緯四十五度二十八分五十二秒、東経百四十一度五十五分二十八秒の点 六 北緯四十五度二十九分五秒、東経百四十一度五十五分二十二秒の点
Prunus persica (L.) Batsch var. nucipersica (Sackow) C. K. Schneid.	スイート麗	黄美の月	第34468号 平成28年12月 8日	第34403号 令和元年12月 20日	大字船泊村字沼の沢蕃外地	大字船泊村(次の図面に示す部分に限る) 一 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

備考	対象防衛関係施設の所在地域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地	備考
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備へ置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町	大字船泊村(次の図面に示す部分に限る) 一 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三分十八秒の点 二 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度一分四十六秒の点 三 北緯四十五度二十六分五十七秒、東経百四十一度二十分五十五秒の点 四 北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度一分四十一秒の点 五 北緯四十五度二十五分五十七秒、東経百四十一度二十分二十二秒の点 六 北緯四十五度二十六分六秒、東経百四十一度二十分三十六秒の点	一 次の図面は省略し、その図面を防衛省に備へ置いて縦覧に供する。 二 侧端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路をいう。(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路を以下同じ。)この区間のうち当該区域に含まない道路の部分及び侧端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらに含まれない道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第一四六十九号
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年十一月三十日から施行する。
令和三年十一月三十日

千葉県八千代市			
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
対象防衛関係施設の所在地区	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」
対象防衛関係施設周辺地域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	五 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」	六 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。
対象防衛関係施設周辺地域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	七 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
対象防衛関係施設の所在地区	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」
対象防衛関係施設周辺地域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	五 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」	六 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。
対象防衛関係施設周辺地域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地	七 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。

勝連平敷屋(次の図面に示す部分に限る)。	北海道函館市	大町十番三号	備考
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」	三 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
対象防衛関係施設の所在地区	北海道函館市	大町及び弁天町(いずれも次の図面に示す部分に限る)。	四 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
対象防衛関係施設周辺地域	北海道函館市	大町及び弁天町(いずれも次の図面に示す部分に限る)。	五 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がある場合、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は「なお従前の例による。」	六 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。
対象防衛関係施設周辺地域	北海道函館市	大町及び弁天町(いずれも次の図面に示す部分に限る)。	七 大和田新田(次の図面に示す部分に限る)、高津東一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、八千代台北一丁目(次の図面に示す部分に限る)、二丁目(次の図面に示す部分に限る)、九丁目及び十丁目並びに八千代台北三丁目(次の図面に示す部分に限る)、五丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る)。